

平成21年9月美馬市議会定例会議事日程（第3号）

平成21年9月14日（月）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 市政に対する一般質問

- 日程第 3 議案第76号 美馬市多世代交流スポーツ広場設置条例の制定について  
議案第77号 美馬市国民健康保険条例の一部改正について  
議案第78号 美馬市集出荷施設条例の一部改正について  
議案第79号 美馬市森林空間活用施設条例の一部改正について  
議案第80号 平成21年度美馬市一般会計補正予算（第4号）  
議案第81号 平成21年度美馬市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第82号 平成21年度美馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第83号 平成21年度美馬市老人保健特別会計補正予算（第1号）  
議案第84号 平成21年度美馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第85号 平成21年度美馬市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第86号 平成21年度美馬市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第87号 平成20年度美馬市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第88号 平成20年度美馬市水道事業会計決算認定について  
議案第89号 平成20年度美馬西部青少年育成センター組合歳入歳出決算認定について

平成21年9月美馬市議会定例会会議録（第3号）

---

◎ 招集年月日 平成21年9月14日

---

◎ 招集場所 美馬市議会議場

---

◎ 開 議 午前10時00分

---

◎ 出席議員

1番	近藤 俊文	2番	郷司千亜紀	3番	阪口 克己
4番	藤田 元治	5番	藤原 英雄	6番	井川 英秋
7番	西村 昌義	8番	国見 一	9番	久保田哲生
11番	原 政義	12番	前田 明美	13番	川西 仁
14番	小林 一郎	15番	河野 正八	16番	三宅 共
17番	谷 明美	18番	前田 良平	19番	蔭山 泰章
20番	中山 繁	22番	藤川 俊	23番	武田 保幸

---

◎ 欠席議員

10番 片岡 栄一      21番 三宅 仁平

---

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	牧田 久
副市長	河野 尚二
政策監	木下 慎次
企画総務部長	新井榮之資
保険福祉部長	逢坂 章人
市民環境部長	小笠 博文
経済部長	大垣賢次郎
建設部長	中川 近敏
水道部長	藤見 治男
木屋平総合支所長	松家 安信
消防長	松浦 真勝
福祉事務所長	南後善二郎
経済部理事	原 強
会計管理者	猪口 正
企画総務部総務課長	佐藤 健二
企画総務部秘書広報課長	加美 一成
企画総務部財政課長	緒方 利春

代表監査委員

松家 忠秀

教育長

青木 博美

教育次長

西前 清美

---

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

井上 淳一

議会事務局次長

藤岡 博子

議会事務局次長補佐

北原久美子

---

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

---

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

13番 川西 仁 議員

14番 小林 一郎 議員

16番 三宅 共 議員

開議 午前10時00分

◎議長（河野正八議員）

ただ今より、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程表のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

なお、三宅仁平議員、片岡栄一議員から欠席の届けが出されておりますので、報告をいたしておきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番 川西仁君、14番 小林一郎君、16番 三宅共君を指名いたします。

次に、日程第2、市政に対する一般質問を先週11日に引き続き行います。

通告の順序に従いまして、順次発言を許可いたします。

まず初めに、議席番号12番、前田明美君。

[12番 前田明美議員 登壇]

◎12番（前田明美議員）

皆さん、おはようございます。

ただ今、議長さんから一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初に、情報通信についてをお尋ねいたします。

美馬市の地域情報化基盤整備事業については、事業が完了し、順次サービスが開始されておりますが、この事業には高額な費用がかかり、整備されたものであります。市長の所信表明でも情報通信ネットワーク施設を今後有効に幅広く活用していくとの説明がありましたが、具体的にどのように活用していくのかをお尋ねいたします。

次に、穴吹川橋への歩道の新設についてであります。

穴吹川橋はふれあい広場と四国カントリークラブという本市の観光施設の入り口の旧国道にかかっている橋であります。現在は市道に認定され、この橋についても市の管理になっております。現在、近隣に穴吹バイパスが開通しておりますが、この橋は穴吹地区、また木屋平の皆さんにとっては徳島方面へのアクセス道路に係る橋として交通量も多く、重要な役割を果たしております。更に、この橋は穴吹小学校、中学校の通学路にもなっており、またふれあい広場に向けて散歩される方も沢山おいでになり、保護者にとっても生活道路として利用されているところであります。しかしながら、この橋は幅員が5メートル余りで、橋の上を自動車が通行し、歩行者や自転車と対向する際にはいったん停止するか、最徐行をしなければならない通行となっております。こうしたことから、穴吹川橋を管理している市として、歩行者等の安全確保を図るためにこの橋に歩道設置をする必要があると思っておりますが、市の考え方をお尋ねいたします。

次に、美馬市内施設に関する耐震についてをお尋ねします。

今後30年以内に50%の確率で発生されると言われております南海地震について、そ

の確率が50%から60%へと上方修正されております。また、美馬市地域防災計画では南海地震の震度を5強から6弱と想定されているところから、市当局におかれましては小中学校の耐震化を始め、地震対策の推進に努められておりますが、周辺に民家も多く、仮に地震で被害を受けると、周辺住民の大きな被害を及ぼす恐れがあるのではないかと懸念されている施設が何カ所かあります。この施設について質問をさせていただきます。

1点目は、穴吹町尾山の高台にある水道の尾山配水池についてであります。この施設の耐震性の状況はどうなっているのかをお聞きいたします。

2点目として、三島中学校西側に立っている高压電線の鉄塔についてであります。この鉄塔のすぐ近くには民家はもちろんのこと、幼稚園、小学校、中学校があり、万が一倒壊した場合には、鉄塔の先端部分が一番近い三島中学校へ影響することはないのか、子供たちの安全・安心の確保の観点からお聞きをしたいと思います。また、高压電線が及ぼす影響の一つとして電磁波の問題もあります。近隣住民への影響はもとより、まだまだ発育途上にある美馬市の次代を担う子供たちへの影響を心配しております。これまでも一定の調査等はなされていると思いますが、学校の敷地内で1カ月程度といった一定の期間継続して密度の濃い調査をすることにより、より正確なデータをとることが必要であると考えております。これについてもあわせて見解をお伺いいたします。

3点目は吉野川浄園についてであります。この施設は建設されて何年になるのか、耐震の問題はないのか、また今後、耐震調査を行わないのかということについてをお尋ねいたします。この件につきましては、市民の方々から受けた要望ばかりでありますので、再問はいたしませんので、市当局については詳しく答弁をお願いいたします。

終わります。

#### ◎議長（河野正八議員）

政策監。

[政策監 木下慎次君 登壇]

#### ◎政策監（木下慎次君）

12番、前田議員から情報通信についてのご質問をいただいておりますので答弁させていただきます。

今後、情報通信ネットワーク施設をどのように有効活用していくのかというご質問でございますが、現在情報通信ネットワーク施設については、音声告知放送「あいねっとみま」で行政情報の提供や緊急・災害時の伝達手段として使用しているほか、市内の通話無料電話や居宅内にセンサーを設置し、自動通報ができる高齢者の見守りシステムの通信手段として利用いたしております。また、通信事業者に施設の一部を貸し出しまして、地上デジタル放送に対応したケーブルテレビやインターネットサービスにも利用しているところでございます。

今後の有効活用としましては、まずは、本市は糖尿病での死亡率が非常に高いことから血圧計・体組成計・尿糖値計などの機器を接続いたしまして生活習慣病の予防や治療など、市民の皆様の健康管理に役立てる方策を検討してまいりたいと考えております。

また、病院や医療機関などとネットワーク化を図りまして、利用者が自宅にいながら医

療関係者からのアドバイスや治療が受けられる遠隔医療などにも活用ができるよう検討を進めてまいります。

更に、商工会、NPO法人などの協力をいただきまして、高齢者が自宅にいながら買い物をしたり、送迎の車を呼んだりできる生活支援システムも将来的課題として検討したいと考えております。

◎議長（河野正八議員）

建設部長。

[建設部長 中川近敏君 登壇]

◎建設部長（中川近敏君）

続きまして、12番、前田明美議員さんの穴吹川橋への歩道の新設についてご答弁申し上げます。

穴吹川橋は昭和12年に旧国道（伊予街道）に架けられた延長140.5メートル、幅員5.5メートルの橋であり、当時から交通の要衝として重要な役割を担ってまいりました。その後、国道が現在の位置に新しく開通したことに伴い、昭和59年に穴吹町に移管され、合併後は市道にかかる橋として市が管理しております。

議員ご指摘のとおり、この橋は地域の生活道路として、また小・中学生の通学路にかかる橋として重要な役割を果たしていることから、市としましても歩行者などの安全確保を図るため、歩道の必要性につきましては認識をしております。

しかしながら、穴吹川橋は、建設後70年以上経過している古い橋であることから、まずは構造的に歩道が設置できるかといったことを十分調査する必要があるとございます。

こうした中で、本市では、本年度から国の橋梁長寿命化修繕計画策定補助制度を活用して、市道にかかる574橋のうち、市民生活に必要不可欠な橋梁について点検を行い、その点検結果を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画を策定することにいたしております。

穴吹川橋もこの点検を行う計画といたしておりますので、ご質問の歩道整備につきましても、橋梁長寿命化修繕計画を策定する中で総合的に検討をしてみたいと考えております。

◎議長（河野正八議員）

水道部長。

[水道部長 藤見治男君 登壇]

◎水道部長（藤見治男君）

12番、前田明美議員のご質問にお答えいたします。

尾山配水池の耐震についてのご質問でございますが、尾山配水池につきましては、穴吹駅西南の標高約100メートル地点に設置された配水池で、穴吹町の人口の約70%に給水している基幹施設でございます。

この配水池は昭和55年度にPC工法、コンクリートの中にピアノ線を通し、ピアノ線を引っ張ることでコンクリートに圧縮強度を与える工法により構築されております。PC工法は従来の鉄筋コンクリート製に比べて強度があり、現在でも安全性を重視した工法として施工されております。

この施設の耐震につきましては、平成7年の阪神・淡路大震災後、震度7.5を基準にした数値で耐震の検討がなされ、震度7.5に耐え得る結果が示されております。

検討結果から、東南海・南海地震が発生した場合に推定される美馬市での震度6弱の地震には十分耐え得る施設でございます。

また、構築後29年が経過しておりますが、この施設の耐用年数は60年であり、強度については問題ないものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、周辺には民家があり、上水道施設としても重要な施設でございますので、今後とも細心の注意を払いまして施設を管理してまいりたいと考えております。

◎議長（河野正八議員）

市民環境部長。

[市民環境部長 小笠博文君 登壇]

◎市民環境部長（小笠博文君）

引き続きまして、吉野川浄園の耐震につきましてご答弁をさせていただきます。

吉野川浄園施設が建設されて何年になるのか、また耐震診断は問題ないのか、今後、耐震調査は行わないのかというご質問でございます。

吉野川浄園は、し尿処理施設といたしまして昭和63年2月に完成し、今年で築21年余りになります。

同施設につきましては、建築基準法の改正によりまして新しい耐震基準が施行された昭和56年以降に建設された建物でありまして、耐震基準は満たされてございます。また、施設独自の耐震対策といたしまして、薬品タンクの側面4方向に支持柱を設置いたしまして補強リングを取りつけ、倒壊しないように補強いたしてございまして、万が一液漏れ等が発生いたしましても、タンク周辺に防液堤を設置し、化学反応を起こさないようにも対応してございます。

現況では、耐震基準値は満たされてございまして、施設の耐震対策も万全を期しておりますので、ただ今のところ耐震調査については考えておりませんが、地域住民の方々の安全・安心に向けまして、なお一層施設の管理に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご理解をお願いいたします。

◎議長（河野正八議員）

教育次長。

[教育次長 西前清美君 登壇]

◎教育次長（西前清美君）

続きまして、12番、前田明美議員の三島中学校西側の鉄塔についてのご質問にお答えいたします。

前田議員ご指摘のように、美馬市には多くの高圧の送電線の鉄塔が立っております。この送電線に使用している鉄塔は、電気事業法の関係法令に基づきまして、地震動より更に厳しい風圧過重での設計を行っているとのことでございます。このため、南海地震等が発生した場合に、県西部で予想されている震度6弱の地震動による直接的な被害はないと考

えられます。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災でも直接的な被害はなく、平成12年の鳥取県西部地震、平成13年の芸予地震では、四国内でも震度5を観測しておりますが、倒壊等はありませんでした。

また、鉄塔の高さは100.9メートルであり、鉄塔から三島中学校の校庭までの距離は101メートル程度でございます。万が一、鉄塔が倒壊した場合、近隣の住民・住宅への被害が大変心配されますとともに、倒壊による学校への直接的な被害も予想されます。

教育委員会といたしましては、各学校に対しまして、非常災害時に備えての避難訓練の実施を徹底いたしますとともに、関係部局とも歩調を合わせ、四国電力株式会社に地震対策等の安全確保について十分な現場管理を要望してまいりたいと考えております。

また、もう1点、電磁波が及ぼす影響についてのご質問でございますが、電磁波は電気を使うと必ず発生するものであり、身近な電気製品などからも発生しております。高压電線からの電磁波につきましても、電圧や電流の大きさ、また、時間帯によって電力の使用量が増減し、それに伴って発生する電磁波も変化するものでございます。また、その影響につきましても、電磁波の発生源からの距離や時間等にも大きくかかわってくると言われております。

この電磁波につきましても、四国電力により、消費電力の高い時期に、年間2回の調査が行われ、その結果は国際非電離放射線防護委員会のガイドラインの規制値を大きく下回っております。近隣住民や学校への影響につきましても問題はないとのことでございます。

しかし、教育委員会といたしましては、議員ご提案のように児童生徒の安全・安心の確保に万全を期すという意味からも、一定期間継続した密度の高い計測を四国電力に対して要望してまいりたいと考えております。

#### ◎議長（河野正八議員）

再問よろしいか。

それでは、次に、議席番号17番、谷明美君。

[17番 谷 明美議員 登壇]

#### ◎17番（谷 明美議員）

一般質問について通告していたところ、ただ今、議長から許可がございましたので一般質問をさせていただきます。

衆議院選挙も終わり、議員の皆様方が応援した方が全員当選され、ほっとしていることでしょう。

毎日、テレビ、新聞で今話題になっているのが、衆議院選挙後の組閣人事と新型インフルエンザの件だと思います。新型インフルエンザでは全国で10名以上の死者が出ています。日常的に感染を防ぐよう、出歩くときは常にマスクを持ち歩き、人込みは避け、個人的に徹底しても限度があると思います。美馬市としての危機管理をいま一度詳しくお尋ねします。

夏休みが終わり新学期が始まって、はや2週間がたちました。県内美馬市内の学校でも夏休み中、新型インフルエンザにかかった人がいたそうです。学校においても、保健室の



分離、空気清浄機を購入した学校とさまざまですが、美馬市内の学校での指導管理をお尋ねします。

放課後児童クラブについてであります。平成13年12月20日、厚生省は、それまで原則として小学校低学年とされていた放課後児童クラブの対象を4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう通知しています。これは、仕事と子育ての両立支援の策について閣議決定に基づくものであります。県の負担金が3年生までと思っておりますが、美馬市内の児童クラブの定員と利用状況についてお尋ねします。

今、安心・安全を守る道具として携帯電話を持つ子供が増える一方で、携帯から有害サイトにアクセスし、犯罪に巻き込まれる例が後を絶ちません。携帯電話のインターネット絡みの児童買春や児童ポルノの被害が、11日金曜日放送の「おはようつくしま」で24件、昨年は1件と放送していました。教育委員会が携帯電話の学校への持ち込みを禁止するだけでなく、所持しないことを保護者に求める動きが出てきております。

大阪府の橋下知事は昨年12月に小・中学生の学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止することをマスコミに発表し波紋を呼んだ報道もありました。また、「広報みま」4月号には美馬市の小学校5・6年生と中学校1・2・3年生のアンケート調査の結果が掲載されておりました。それを見てみると、小学生が携帯電話を所有しているのは10.9%、中学生では39.1%となっておりました。本県全体の所有率と比べて突出して多いとは言えないかもしれませんが、今後この傾向は増えていく一方ではないかと思っております。

そのような中、9月4日から5日には、27歳の看護師が県内の小学校高学年の子供に性的暴行を加え、逮捕されたというニュースがありました。新聞報道では、この事件は携帯電話のゲームサイトがきっかけであったとのこと。このように子供の安全・安心を確保することが難しくなる中、携帯電話の校内持ち込みについて、美馬市教育委員会としてどのように対応しているかお尋ねします。

◎議長（河野正八議員）

教育長。

[教育長 青木博美君 登壇]

◎教育長（青木博美君）

17番、谷議員のご質問にお答えをいたします。

新型インフルエンザ対策について学校の指導管理についてのご質問でございますが、夏休みも終わり、延期されておりました小学校の修学旅行も無事終了したところでございますが、幸いにも現在のところ、学校等における大規模な新型インフルエンザの集団感染は発生しておりません。ただ、県内の市町村の状況を見ても、本市においていつ集団感染が発生してもおかしくないという予断を許さない状況が続いていることには変わりはありません。また、学校での集団感染は地域社会へのインフルエンザ蔓延の大きな要因の一つであると言われております。

このため、教育委員会といたしましては、新型インフルエンザ対策につきましては、次のような取り扱いとし、幼・小・中学校への指導をいたしております。

まず、教育現場でございますが、幼児、児童生徒については、保護者の方に登校前に検

温のお願いをする。万一、発熱しているようであれば、その日は自宅待機の上、かかりつけ医師等医療機関に相談をする。授業においては、人に向かってせきやくしゃみをしない、いわゆるせきエチケット等について指導する。外から教室に入るときや、給食前などには、うがい及び石けんによる十分な手洗いをを行う。万一、新型、季節性を問わず、インフルエンザに感染した場合は7日程度の出席停止措置を行う。以上は、教職員についても同様の扱いとしております。

同一学級内において、新型インフルエンザに罹患した幼児、児童生徒が学級の10%から30%に達した場合、当該学級について7日間程度の学級閉鎖を行う。1学年に複数かつ半数以上の学級の臨時休業が発生した場合、当該学年について7日間程度の学年閉鎖を行う。学校内において半数以上の学年の臨時休業が発生した場合、7日間程度の学校閉鎖を行う。休業等の措置については、事前に教育委員会と協議の上、迅速な対応を行うこととしております。

次に、給食調理現場における取り扱いといたしましては、調理員等が自宅にて発熱した場合、とりあえず出勤を見合わせ、医療機関にて適切な診断を行う。インフルエンザと診断された場合、1名の場合は代替調理員を手配し、通常の調理を行う。各調理場で2名以上が罹患した場合は、原則としてその日より7日間程度学校給食の実施を中止する。なお、当日の給食が中止できない場合においては、簡易的な調理にするなどの対応を行い、翌日から6日間程度の中止とする。

現在、以上のような取り扱いとしておりますが、これからは季節性インフルエンザの発生時期とも重なります。また、新型インフルエンザについての情報は刻々と変化をしております。このため、教育委員会といたしましては、各種情報を的確に把握しつつ、できる限り迅速な対応を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、携帯電話の校内持ち込みについて、教育委員会の指導方針とのご質問でございますが、谷議員のご質問の中にもありましたように、昨年度、美馬市では文部科学省より「生徒指導総合連携推進事業」の指定を受けまして、美馬市生徒指導総合連携推進委員会を立ち上げ、その中で、市内の小学校5年生から中学校3年生までと、その保護者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。その結果から見ておりますと、自分専用の携帯電話を持っている児童生徒は小学生では1割強ですが、中学生の平均では39.1%になっております。中でも、中学3年生では54.7%と、半数以上に及んでおります。

また、パソコンや携帯電話等を使つての問題点は、掲示板、プロフ、ブログ等に特定の子に関する誹謗中傷を書いたり、実名や写真など、個人が特定できる情報を無断で掲載したり、特定の子に成り済ましておとしめるような行為を行うなど、携帯電話やパソコンなどを利用しての問題は複雑かつ深刻になっております。

美馬市におきましては、今年の2月に文部科学省からの学校における携帯電話の取り扱い等についての通知を受けまして、これまでと同様に、小・中学生ともに学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止をしております。ただ、保護者の方からの緊急連絡の必要があったり、安全のため、どうしても携帯電話を持たせたいとの意向のある

場合などは、担任に申し出て、持ち込みを認めております。その場合には、校内での使用を禁止し、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却するなどして、学校での教育活動に支障がないように配慮しております。

教育委員会といたしましては、学校における現在の対策を維持しながらも、携帯電話をめぐるさまざまな問題が発生している現状を踏まえまして、保護者に対して携帯電話の問題点など、注意の喚起に努めるとともに、市PTA連合会の皆さん方や関係機関とも協議しながら、状況に応じた対策を検討してまいりたいと考えております。

◎議長（河野正八議員）

企画総務部長。

[企画総務部長 新井榮之資君 登壇]

◎企画総務部長（新井榮之資君）

17番、谷明美議員さんの新型インフルエンザ対策、とりわけ、市としての危機管理についてのご質問にお答えをいたします。

新型インフルエンザの発生当初から、本市では「市民の命と健康を守る」ということを基本方針に、美馬市新型インフルエンザ対策行動計画や対応マニュアルを策定し、全庁挙げて対応してまいったところでございます。

発生から約4カ月たった現在、全国で感染者は拡大し、死者は12人となっております。8月28日、厚生労働省の発表によりますと、年内に患者数は2,500万人、入院患者38万人、重症患者4万人と予想しており、大流行に備え、国、地方自治体の緊急の課題となっております。

このような状況の中で、本市の危機管理として大きく二つに分けて考えております。一つは、市民への感染防止のための情報提供でございます。二つ目は、市民サービスの維持でございます。

まず1点目は、市民に正しい情報を提供し、その予防法を周知徹底して、感染の拡大をできる限り抑えるということでございます。発生当初から、「あいねっとみま」でせきエチケット、手洗い、うがいなどの基本的な予防法や、もし発熱した場合などの対処方法などをお知らせいたしております。

この新型インフルエンザは、感染力は非常に強いということですが、弱毒性ということであり、健康な人が死に至るということは少ないものの、糖尿病でありますとか、ぜんそくなど、基礎疾患を持つ人や妊婦さんなどは重症化の恐れがあるとされております。

爆発的な感染拡大は医療機関の混乱を招き、重症化を防ぐ医療体制維持を妨げる原因となります。市といたしましても、徳島県、美馬保健所など関係機関と連携しながら、感染拡大抑止のために全庁挙げて取り組んでおるところでございます。

2点目の市民サービスの維持でございますが、職員の感染が原因で市の業務が中断し、市民生活に支障を来すことのないよう対策を講じる所存でございます。

まず、職場環境に万全を期するため、庁舎の出入り口や図書館、体育館など、人が集まる公共施設に消毒液などを設置いたします。また、市主催のイベント等において必要があれば、マスクや消毒液の供与を行いたいと考えております。

次に、業務継続のための体制の確保でございます。

まず、職員の健康管理でございますが、新型インフルエンザに感染した場合は、報告義務を課し、治療のため休暇をとって、課内または部局内で職員の配置調整を行うなど、万全の体制を確保いたします。また、専門性のある業務につきましては、緊急の場合、要員の確保として退職者等の協力を得ることも検討いたしているところでございます。そのほか、学校、保育所、消防本部、上下水道業務などにおきましては、市に準じた対応マニュアルや行動計画を策定し、市民生活に影響を及ぼさないよう体制を確立しているところでございます。

流行のピークは今月末から10月にかけてと言われております。今後も美馬市新型インフルエンザ対策本部を中心に情報の一元化を図り、各部局が連携して市民の皆様への安心・安全の確保に万全を期する所存でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

#### ◎議長（河野正八議員）

保険福祉部長。

[保険福祉部長 逢坂章人君 登壇]

#### ◎保険福祉部長（逢坂章人君）

17番、谷明美議員さんの方から、放課後児童クラブについてのご質問をいただいております。

市内の児童クラブの定員と利用状況についてでございますが、放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業といたしまして児童福祉法に定められた事業として、核家族化や母親の就労等により、昼間、保護者のいない児童に、学校の終了後に学校の空き教室などを利用いたしまして、指導員が遊びの指導、また児童が集団で安心して過ごせることができる場を提供するものでございます。

現在、三つのクラブが運営されておりますが、まず脇町児童クラブでは、平成11年8月から脇町子育て支援拠点施設で運営しておりましたが、近年利用する児童数が多いことから、入所を希望されるすべての児童の受け入れが困難な状況となっております。このため、本年4月から脇町小学校の余裕教室を脇町第2児童クラブといたしまして開設をいたしたところでございます。両クラブの定員は、合わせまして55人となっております。

脇町児童クラブでは18人の小学1年生の児童が利用されておるところでございます。また、脇町第2児童クラブでは24人の小学2年生から5年生の児童の方が利用をされております。

また、なかよし児童クラブは、平成18年4月から美馬市林業総合センターで運営をいたしておりまして、定員30人のうち、3人の幼稚園児と21人の小学1年生から3年生の合わせまして24人の児童が利用されているところでございます。

なお、運営形態につきましては、三つの児童クラブとも市が委託をし、児童の健全育成を効率的に達成するために、学童保育クラブ運営委員会を設置する中で、公設民営によりましてクラブの運営を行っておるところでございます。

今後も、子育て世代のニーズにこたえるべく、充実した施策を積極的に進めてまいりた

いと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

◎議長（河野正八議員）

谷議員、再問よろしいか。

それでは、次に、議席番号3番、阪口克己君。

[3番 阪口克己議員 登壇]

◎3番（阪口克己議員）

ただ今、議長より発言の許可を得ましたので、通告どおり一般質問を行います。

先輩議員が多く、序文を申しましたので、私はこれとすることがありませんが、私の質問に対しては、返答は市民に対する発言ということでお願いしたいと思います。

まず最初に、通告どおり、1番目に財政収支についてであります。平成20年度一般と特別ともに黒字となっていますが、市民サービスが、当初計画したとおり行った結果、黒字になったのかどうか、ここら辺を教えてほしいと思います。

次の情報管理システム全般についてですけれども、これは先ほど前田先輩議員から質問がありましたけれども、違った観点から私は質問したいと思っておりますけれども、今までの特別に追加して補助をいただいてやるのが先日、広報で流されています。その条件が、よくよく見ると、本市の平成21年3月31日時点で住民票が登録されておる者ということでありました。そこで、私の方に実は話が来たんですけれども、それ以降に住民になられた方がどんなんだろうかなということのことでありましたので、そこら辺の救済措置を考えているのかどうか、それと同時に、これはつくった当初から基本的にテレビの方が主力だったと思うんですけれども、これに入らんと見えないということもあって、特にお願したいなということですのでしています。

それと、その利用方法ですけど、先ほど前田議員の方も言われていましたけれども、自主放送、それと告知放送、「あいねっとみま」ですね、この番組を今後どう考えて、どのように運営していくのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

よろしくお願い致します。

◎議長（河野正八議員）

政策監。

[政策監 木下慎次君 登壇]

◎政策監（木下慎次君）

3番、阪口議員さんから情報管理システムについてのご質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、1点目の、本年4月1日以降、本市に転入した方への音声告知端末機設置の救済措置についてでございます。

今年度行っております整備事業につきましては、昨年度に終了いたしました美馬市情報化基盤整備事業で、設置条件を満たしながら、諸事情により申請ができていなかった世帯を対象に、国の地域活性化・公共投資臨時交付金を充てまして実施いたしております。この事業は、あくまでも平成20年度事業に対する救済措置としていることから、平成21

年4月1日以降に本市に転入された方は対象外となっております。

昨年度は、本市に285世帯の方が転入し、244世帯の方が転出しておりますが、市民が本市で生活していく上で、情報面での格差が生じることは適切ではないと考えております。

こうしたことから、本年4月1日以降、新たに本市に転入された方のご負担が軽減できるように、本市がONU（光電変換装置）及び音声告知端末機等の高額な機器を準備しまして、対象者に無償で貸与するなどの方策で、年末までの実施をめどに検討してまいりたいと考えております。

ただし、新たに本市に転入された方には、機器の取り付けや光ファイバーの引き込みなどにかかる工事費のご負担についてはお願いしたいと考えております。

次に、ケーブルテレビの自主放送番組と音声告知放送「あいねっとみま」の放送内容と運営方針についてのご質問でございますが、事業への投資効果が最大限現れるよう、多面的な利活用を図ってまいりますけれども、基本的には市の行政情報を適切に市民にお知らせすることが第1の目的でございます。従いまして、その内容はタイムリーでわかりやすいものでなければならないと考えております。

今後、ケーブルテレビや「あいねっとみま」の行政情報の発信につきましては、有識者や関係者などを交えた組織を整えまして、よりよい番組づくりに努めてまいりたいと考えております。

#### ◎議長（河野正八議員）

企画総務部長。

[企画総務部長 新井榮之資君 登壇]

#### ◎企画総務部長（新井榮之資君）

3番、阪口議員の平成20年度決算収支についてのご質問でございますが、平成20年度決算は、一般会計、各特別会計及び水道事業会計のすべてで黒字となっております。これは平成20年度に限ったことではございませんで、過去の決算についても赤字を計上した年度はございません。

自治体の財政運営は、継続した市民サービスを安定的に提供していくため、健全な財政運営が求められていることはご承知のとおりでございます。一たび財政破綻となれば、税や水道料金などの大幅な引き上げや福祉サービスの削減など、市民生活に大きな影響を与えることとなります。夕張市はその一例であろうと思います。

こうした状況を引き起こさないように、年度当初に予算という計画を立て、これに基づきながら各種事業を執行しております。予算編成に際しましては、歳入を過剰に見積もることはできませんし、歳出につきましても不足を生じないように計上する必要がございます。

こうして、1年間の事業を行っていく上で、歳入では予算を上回る収入の確保に努めるとともに、歳出では経費の一層の節減に努めることにより、決算が黒字となるものでございます。決算において、いったん赤字を計上いたしますと、その翌年度から赤字解消に向けた措置をとらざるを得ず、市民サービスにも多大な影響を及ぼすこととなります。

市民の皆様とお約束をいたしました事業につきましては着実に実施していくことといた

しておりますが、同時に、将来にわたり安定的に行政サービスを提供していくための財政運営が必要でございますので、今後におきましても健全な財政運営に努めてまいる所存でございます。

◎議長（河野正八議員）

阪口克己君。

[3番 阪口克己議員 登壇]

◎3番（阪口克己議員）

今、それぞれに回答いただきました。

まず最初に、財政収支の方ですけども、これについては言われておることもわかっております。この詳しい数値については平成20年度の決算特別委員会の方で確認したいと思っておりますので、これで置いておきます。

情報管理システム、これについては特にお願いしておきます。テレビとの関係が非常に強いということで、一応年末までということでお話がありましたので、できるだけそれを一日でも早くして、市民に満足していただけるようなサービスをお願いしたいという、お願いで私の質問を終わります。

◎議長（河野正八議員）

答弁はよろしいか。

それでは、議事の都合上、10分間休憩いたします。

小休 午前10時48分

---

再開 午前10時59分

◎議長（河野正八議員）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

議席番号5番、藤原英雄君。

[5番 藤原英雄議員 登壇]

◎5番（藤原英雄議員）

冒頭申し上げておきますけれども、11日の一般質問において最後に質問されました先輩議員から、縦じまには気をつけよとの提言がございましたけれども、私も今日は縦じま、シャツはピンクといういでたちで参っておりますけれども、安心をしてお聞きいただき、明確な答弁をお願いし、しかし、答弁によっては縦じまが濃くなることもございますので、よろしく願いをいたします。

余談はこれぐらいにしておき、本題に入りたいと思います。

今年の夏は前半、雨が多く、農作物、果樹等に大きな被害が出、後半は暑い日が続き、8月30日には全国で最も暑い1日であったと思います。私もこの歴史に残る暑い1日を経験いたしましたけれども、9月になりましても、なお厳しい残暑が続いております。しかし、今日は議長から一般質問の時間をいただきましたので、通告をしておりました3件について質問をさせていただきます。

まず最初に、自民党から民主党へ政権交代をしたときに生じる美馬市においてのどのような影響が予想されるのかお聞きしようと思っておりましたがけれども、11日に2名の方が質問をされ、市長から答弁をお聞きいたしましたので、同じ答弁になるかと思われまますので、差し控えさせていただきます。

ただ、1点だけ質問をさせていただきます。

先日の三好市市議会的一般質問において、国会議員を行事等に案内するのかわしないのかという質問で市長は、「国会議員は国会に専念していただくという観点から、今後は行事等の案内はしない」との答弁であったかと思えます。既に、職員には周知済みとも言われておりますが、美馬市としてはどう考えているのか、お聞きをいたします。

次に、通告の2件目、新型インフルエンザについて質問をさせていただきます。この質問についても、先ほど谷議員から質問がありましたけれども、内容が違っておりますので、私からも質問をさせていただきます。

今までの季節型インフルエンザは秋から冬にかけてが流行の時期であります。今回言われております新型インフルエンザは国民の大多数に免疫がないことから、夏季にもかかわらず世界的に流行しており、また日本国内においても8月に入り感染が拡大をし、1週間で14万人もの感染者が出ていることなど、徳島県でも学校などで集団感染が起き、今後、秋、冬に向けて季節性のインフルエンザを大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、我が国の社会経済に深刻な影響を与える恐れがあると厚生労働省の素案の中で明記されております。

国内産ワクチンについては、優先接種対象者に対してできる限り早期に接種機会を提供するためには早急に必要量を確保するという一方で、日本国内におけるワクチンの製造については7月中旬以降、各メーカーにおいて順次製造を開始し、現時点の見通しとしては10月下旬以降、順次出荷され、平成22年3月までに約1,800万人分が出荷可能と言われております。また、輸入ワクチンについては、早ければ12月下旬以降に使用可能と言われております。

そこで、まず1点、美馬市におけるワクチンの今後の供給の見込みと、接種をする医療機関を幾つぐらい予想しているのかをお尋ねいたします。

次に、優先順位について質問をいたします。

素案の中に、ワクチンの接種については確保できるワクチンの量が限られており、一定量が順次供給されることから、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと、及びそのために必要な医療を確保することという目標に即し、優先的に接種する対象者を定めるべきであると書かれております。その対象者というのは、インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者、中でも1歳から就学前の小児の接種を優先。1歳から就学前の小児、1歳未満の小児の両親となっております。

次に、接種される対象となるのがその他の者であります。今回の新型インフルエンザについては、現在の国内の事例において、発症者の約70%、入院患者の約80%が10代以下の若年層となっており、また高齢者についても重症化リスクが高いと言われております。



こうした観点から小学生、中学生、高校生、高齢者についても優先的に接種することが望ましいとあり、先に挙げた対象者には国内産ワクチン、そしてその他の者については輸入ワクチンで対応と考えているようですが、9日の徳新にも出ておりましたけれども、今月末に最終決定をすると出ておりました。その他の者の中で優先的に接種することが望ましいと言われております部分について美馬市としてはどのように考えているのかご質問をいたします。

次に、臓器移植について質問をいたします。

臓器移植につきましては、1997年、平成9年10月に臓器移植法が施行され、11年が経過をいたしました。この間、臓器移植のあり方をめぐるさまざまな議論を経て、先の通常国会では、脳死を人の死とすることを前提に臓器提供の年齢制限を撤廃する臓器移植法（A案）が成立し、15歳未満からの臓器提供に道が開かれることとなりました。

日本臓器移植ネットワークによりますと、心臓・肺・肝臓・腎臓・小腸の移植を希望して、日本臓器移植ネットワークに登録されている人数は平成21年8月末現在で1万2,312人であり、平成9年10月の施行時から本年8月末までの提供件数は2,268件で、移植件数は3,058件となっております。実際に、日本で臓器の提供を待っておられる方はおよそ1万2,000人とされ、それに対して移植を受けられる方は年間およそ200人とされております。

また、脳死からの臓器提供で最も重要な役割を果たす臓器提供意思表示カード、通称ドナーカードと言っておりますが、現行法にある本人の臓器提供の意思を示すために設けられた制度であり、脳死になった場合、提供してよい臓器に丸印をつけ、自筆で署名することになります。ドナーカードは自治体の窓口や郵便局、コンビニなどに置いてあり、法施行から本年4月末までで累積配布枚数は約1億2,000万枚に上るとされております。

日本臓器移植ネットワークによりますと、法の施行後、平成20年度末までになくなられた方が、ドナーカードや同じ効力を持つドナーシールを持っていた件数は合計1,599件、内閣府の平成20年度の調査では、ドナーカードやドナーシールを所持している方は8.4%、きちんと記入しておられる方はその約半数となっており、実質4%程度しか脳死からの臓器提供に結びつかないのが現状と言われております。

現在、臓器移植の希望については、これらドナーカードとドナーシールが主流でありませんが、臓器移植への理解を含め、更に一步踏み込んだ普及促進に向けた取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで提案なんですけど、臓器移植は急を要する場合も想定されるため、多くの市民が所有する被保険者証に希望欄を設けておけば医療機関がすぐ確認できるというメリットがあり、臓器の移植医療についての市民の理解を深める一つの方策になると考えられます。既に、ほかの自治体においては、臓器移植に関して意思表示される方を増やすための取り組みとして国保被保険者証への臓器提供意思表示欄を設けているところもあるとお聞きしております。美馬市としての取り組み方針をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、2件について明確な答弁をお願いいたします。

◎議長（河野正八議員）

政策監。

[政策監 木下慎次君 登壇]

◎政策監（木下慎次君）

5番、藤原議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

国会議員を本市の行事等に案内するのかどうかという趣旨のご質問でございますが、このことにつきましては、本市におきましては、行事や式典の目的や規模等によりまして従来からケース・バイ・ケースで対応してまいりましたけれども、今後におきましても同様の対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（河野正八議員）

保険福祉部長。

[保険福祉部長 逢坂章人君 登壇]

◎保険福祉部長（逢坂章人君）

5番、藤原議員さんから新型インフルエンザにつきましてのご質問をいただいております。

まず、1点目のワクチンの今後の供給見込みと接種する医療機関についてのご質問でございます。

厚生労働省によりますと、新型インフルエンザワクチンの国内必要量につきましては5,400万人分と見込まれまして、来春までに6,000万人分のワクチンの確保を見込んでおるという発表をされております。議員ご質問のとおり、12月末までには1,800万人というふうな体制をとっております。

ワクチンの供給等につきまして、現時点において、国あるいは県より自治体に対しまして正式な情報がないという状況がございます。報道によりますと、ワクチンの供給につきましては、まず、国がワクチンの生産量に応じ、都道府県ごとの配分量を決定する、また接種を行う医療機関につきましては、地域医師会が医療機関リストを作成して国に報告し、決定するといった体制と聞いております。

これらの具体的な取り扱いあるいは運用基準につきましては、今月18日に県から市町村に対しまして県より説明会が開催されることとなっております。徳島県内でのワクチンの供給見込み等につきまして、この時点で詳細に明らかに示されるものというふうに思われます。

本市といたしましても、今後とも感染予防の周知徹底に努めますとともに、国・県の動向を十分に把握しながら、ワクチン接種体制等について適切な対応をとっていききたいというふうに考えております。

次に、2点目の優先接種対象者は美馬市では何人ぐらいになるのかとのご質問でございます。

ご質問のとおり、新型インフルエンザワクチンは数量に限りがあるとのことから、厚生労働省よりは優先接種順位などが方針として示されておりますが、現時点で優先接種者の対象者の範囲、具体的な詳細についてはいまだ示されていないということでございます。

先ほど申しましたように、この点につきましても、18日の説明会で明らかな詳細について示されるものではないかと考えております。

なお、各統計などの数値から参考といたしまして推計した数値を申し上げますと、美馬市の医師あるいは看護師など、医療従事者の人数は約650人となっております。また、妊婦につきましては、出産実績から約190名でございます。また、1歳から就学前の幼児につきましては約1,300人と推計されます。更に、優先接種対象者となっております1歳未満の乳児の両親につきましては、この出産の状況から約380人ございまして、以上より国が示しております優先接種対象者としての推計値は2,500人程度というふうに考えております。また、これに加えまして基礎疾患のある方は、かかりつけ医の主治医から優先接種対象者証明書を発行して接種を受けるというふうなこととなります。

また、ご質問にございました接種が望ましいとされますその他の者につきましては、小学生、中学生、高校生、約3,300人程度おります。また、65歳以上の高齢者の方につきましては1万200人ということでございますので、これらを総計いたしますと、優先接種対象者、それから接種が望ましい、合計の最大値として考えられますのは1万6,100人程度というふうに現在推計しておるところでございます。

また、3点目の優先接種対象者のうち、その他の者への接種について、美馬市としての考えということでございます。

小学校、中学校、高校生、また65歳以上の高齢者につきましてはご質問のございましたように、新型インフルエンザが若年層を中心に集団感染が起こっていること、また高齢者は重症化となる可能性が高いということで、優先対象者に加えることが望ましいとされております。これらの対象者につきましては、現時点ではワクチンの供給状況から輸入ワクチンの使用が想定されておるところでございますが、実際の使用に当たっては事前に安全性の確認が必要と、こういったところも課題となっております。

国の方針によりますと、ワクチンの接種はあくまでも個人の意思を尊重し、ワクチンの効果や限界、リスクにつきましても十分に説明をする必要がある。また、理解を得た上で、強制的に接種ということがないように留意することとされております。接種につきましては、本市といたしましても、今後、接種に関する情報をできるだけ提供いたしますとともに、国・県の指導に従いまして適切に対応していきたいというふうに考えております。

次に、臓器移植についてのご質問でございます。

ドナー登録についてでございますけれども、臓器移植は臓器の機能が低下し、移植でしか治らない患者の方に臓器を移植し、それにより健康を回復しようという医療でございまして、臓器提供者はもとより、広く社会の理解と支援を得ることで成り立つ医療であると言えます。

臓器移植を取り巻く現状でございますが、脳死を人の死とすることを前提に、臓器提供の年齢制限を撤廃する臓器移植法が先の国会で成立し、来年7月の法施行により、15歳未満からの臓器提供が可能となりました。

また、臓器提供の条件として最も重要なのが本人の同意でございますが、改正法では本人の意思が明確でない場合は家族の承諾により臓器提供が可能とされるなど、臓器移植を

めぐる情勢は大きく変化しつつあります。

ご質問のドナー登録の普及促進についてでございますが、臓器提供の意思表示方法といたしましては、現在、ドナーカードとドナーシールが主流となっております。ご質問のとおり、県外の保険者では国民健康被保険者証に臓器の提供意思を記入できる欄を設けている自治体もございます。また、県内ではドナーシールを被保険者証の送付時に同封するなどの取り組みを実施している保険者も1団体ございます。

美馬市といたしましては、臓器移植につきまして、国民健康保険被保険者の皆さんはもとより、多くの市民の方が臓器移植についての確かな知識をまず持っていただき、一層の理解を深めていただけるように、まずは普及啓発活動に取り組むことが重要であろうと考えております。その上で、来年施行されます、予定されております改正臓器移植法の動向を見きわめ、また国民健康保険被保険者証のカード化の時期などを検討いたしまして、多くの人々が臓器提供に関する意思表示がなされるような取り組みを今後進めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りたく存じます。

◎議長（河野正八議員）

5番、藤原英雄君。

[5番 藤原英雄議員 登壇]

◎5番（藤原英雄議員）

ただ今、ご答弁をいただきましたけれども、あまりわかったようなわからないような、色が濃くなるか薄くなるか、よくわかりませんが、少しわからないので再問をさせていただきます。

インフルエンザについては、18日の県の説明会が済んでから対応というような答弁だったかと思いますが、私が思うのは、厚生労働省の素案の中に今後のスケジュールというのがあるんですが、これを見ますと、9月上旬に素案の公表、それから9月中旬に専門家関係団体との意見交換会、そして10月に接種に向けた準備、下旬より国内ワクチンの出荷が予定をされておりますので、国内ワクチンの接種が10月下旬から順次開始となっておりますが、今のような取り組みであればスムーズに接種ができないじゃないだろうかという気がいたしましたので質問をさせていただきましたけれども、どういうことが懸念されるかといいますと、接種医療機関数、これは季節性のインフルエンザと違い、医療機関については国への申し込みというんですか、何かがあって、そこで接種できる場所を決定するというようなことも書かれておりますので、美馬市においてその数というのは非常に重要なことではなかろうかなと思っております。

具体的に言いますと、脇町で1カ所、大きな病院、それからつるぎ町の半田病院とかいう、2カ所になりますとパニックが予想されるので、そこを聞いたわけでございますが、その答えがなかったように思われますので、その点をお聞きしたいと思います。

それと、ワクチンの供給量がどれぐらいになるかということも早く県とも相談して決定をしていただき、その優先対象者についての周知方法がまた問題になるのではなかろうかと思っておりますので、その周知方法についても、どのような方法で周知をするのかお聞きしたいと思います。

それから、臓器移植についてはあまりよくわからなんですが、国民健康保険証のカード化については全国で言われておりますが、美馬市においてはどのような計画を持っているのかをお聞きしたい。

カード化になりますと、カードの下に、今申し上げました欄が備考の欄にあるように聞いておりますので、今現在の国保の保険証だったらどういう方法でそれを、ドナーシールとか何とかいうのがあっても聞いておりますので、来年度、カード化にならないのであれば、国保の場合だったらどういうことを検討されておられるのかというのと、啓発活動をしてと言いましたけれども、啓発活動は具体的にどういう方法でやるのか、また、広報が毎月出ておりますので、広報に載せるというのも一つの手でなかろうかなと思いますので、その辺りをもう一度お答えいただきたいと思います。

#### ◎議長（河野正八議員）

保険福祉部長。

[保険福祉部長 逢坂章人君 登壇]

#### ◎保険福祉部長（逢坂章人君）

藤原議員の再問にお答えを申し上げます。

まず、インフルエンザのワクチン接種につきましては、先ほど申しましたように供給量が限られておることとございます。まず、優先接種の対象者に対して確実な接種をする必要があるということから、今回のインフルエンザの接種については国が実施主体として実施されるものとございます。また、都道府県、市町村、また医療機関につきましては、それぞれの役割分担を担いまして、ワクチン接種に関する事業を実施するというふうなことでございます。

美馬市に対する供給量というご質問でございますけれども、ワクチンの供給量につきましては、まず、国が一元的にワクチンの供給量あるいは確保については一元的に行うということとございます。そうした後に、ワクチンの生産量に応じて、各都道府県への配分量を決定するといったこととなっております。また、接種を行う医療機関につきましても、美馬市でどの程度の医療機関が設置されるのかということとございますけれども、これにつきましても県の医師会策定のリストによりまして調整され、医療機関と国とが接種についての委託契約を行うというふうなことと聞いております。

また、県におきましては、今後の具体的な、美馬市を含めましての接種スケジュールが決定するというところでございます。その中で、受託された医療機関のワクチンの在庫量の把握ですとか、そうしたものは県の役割として行うということとございます。

市町村におきましては、こうした状況を住民に対して接種時期あるいは医療機関の周知を行うといったことがこの中で主な役割となっております。先ほども申しましたが、詳細については、18日に県において説明会が行われるということとございまして、その中で更に詳しく示されるところとは存じますが、同時に円滑な接種体制が実施されますように、できるだけ早い情報を市民に提供できますように、今後、国の方針あるいは県の指導に従いまして、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

もう1点、臓器移植についてのドナー登録の普及啓発の中で、国民健康保険証を利用し

た取り組み、あるいは啓発の方法といったご質問でございます。

ご質問のとおり、ドナー登録につきましての普及啓発につきましては多くの人々に臓器提供についての理解をいただくというふうなことが、それによって支援の基盤を拡充するといったことが重要であるというふうに考えます。

まず、今後の普及啓発の方法といたしましては、藤原議員からもご提案がございましたけれども、広報紙におきましてドナー登録制度につきまして、まず理解しやすく解説をし、市民の方に知識として、また理解を得るような方法をとってまいります。また、ドナーカードやドナーシールの利用方法の掲載によりまして、そのカードの使用方法についても、また意義についても市民の皆様にも周知をしたいというふうに考えております。また、これらのカードを、それから利用方法につきましても、窓口でのカード設置、あるいはパンフレットによる配布によって、それによる周知についても有効な方法ではないかと考えられますので、促進を図ってまいりたいと考えます。

次に、国民健康被保険者証を活用した普及促進の時期でございますけれども、先ほど法律の施行時期、あるいは被保険者証のカード化の時期といったことも勘案いたしますけれども、まず、市民の方にドナーカードについて、また臓器移植について、知識としても十分理解をしていただく必要があると思っておりますので、そうした普及啓発と同時に、保険者証についての取り組みについても検討させていただきたいと思っております。

県内に既に組み込まれております自治体もございますので、具体的な取り組み方法といったものを調査あるいは確認もしながら、早期に検討してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（河野正八議員）

5番、藤原英雄君。

[5番 藤原英雄議員 登壇]

◎5番（藤原英雄議員）

今の答弁でよくわかりましたけれども、1点だけ、さっき質問したんですが、忘れておりました点をさせていただきます。

政権交代に伴う美馬市における議員の案内の件についてお聞きをいたしましたけれども、政策監の方から従来と同じようにするというような答弁がございましたが、そう認識しておいていいのでしょうか。再度、お聞きをしたいと思っております。

◎議長（河野正八議員）

政策監。

[政策監 木下慎次君 登壇]

◎政策監（木下慎次君）

藤原議員の再問にお答えをさせていただきます。

本市におきましては、従来から、行事や式典の目的や規模等によりましてケース・バイ・ケースで対応してまいりましたので、今後におきましても従来と同様の対応をしてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

◎議長（河野正八議員）

次に、議席番号13番、川西仁君。

[13番 川西 仁議員 登壇]

◎13番（川西 仁議員）

それでは、一般質問を通告しておりますので、最後になりまして大変ご迷惑をおかけしますが、多少時間をいただきたいと思っております。

通告している内容、3点ほど質問をさせていただきたいと思うんですが、新型インフルエンザに関しまして、先の谷さん、また藤原さんとやられておりますので、どうしても重なるかと思っておりますが、私の観点で質問をさせていただきますので、ご答弁はその辺りの内容で答弁させていただきたいと思っております。

昨年、全世界で猛威を振るいました鳥インフルエンザはこの夏におさまりをつけるのかと思いきや、今度は新型インフルエンザが現在世界各地で流行し、県内での感染者が出たと思えば、また美馬市内での感染者も出ているとのことのようであります。そうした中、これから本格的な流行の時期を迎えるわけでありましたが、市としての新型インフルエンザ対策を伺いたいと思っております。

第1点の感染予防対策はどのようなものがあるのかについてでございますが、このインフルエンザはご存じのとおり感染によって流行するものであり、また感染に対する予防が第1に考えられるわけでありましたが、この感染に対する予防方法は一般的にどのようなものがあるか伺いたいと思っております。この中身は、ある程度は谷さんの質疑の中で出てきたのではなかろうかと思っておりますが、あえて質疑させていただきたいと思っております。

次に、第2点目の学校等集団感染の拡大が考えられる場での対策であります。このインフルエンザの感染の拡大が考えられる場所は、やはり人が多く出入りする場であろうと考えられます。これにつけ加えて、若年層での集団感染の事例が多数見受けられるわけでありましたが、これらを踏まえて、市内各地域での発症による感染拡大の場で考えられる学校などの場所についての対応、または対策についてをお伺いしたいと思っております。

そして、3点目の集団感染した場合の対応についてであります。こういった学校等の施設におきまして感染者が発覚した場合にどの程度から感染者とするものか、また集団感染と判断を行った場合、こういった対応を講ずるのか、またそういったもののマニュアル等は存在しているのかどうかをお伺いしたいと思っております。これも先ほど、ご答弁の中に、学校給食で起これば7日とかいうご答弁がございましたが、こういったものが、マニュアル等存在するのか等々、その辺りをお伺いしたいと思っております。

続きまして、第2項目めの台風9号に伴う別所橋被害の復旧についてであります。これは、去る8月の台風9号における集中豪雨のための増水により、井口谷の最下流にかかっております別所浜橋が崩壊しておる現状であります。この橋は旧の県道、現在の市道にかかっております橋で、地域で申しますと別所浜、助松、馬木の岩倉地区、そして木の内、野村、川原町の野村地区、この両地域をつなげる生活道路でございます。小中学校の通学道路でもありますし、また脇町高校、美馬商業、穴吹高校などの各高校への通学道路としても頻りに活用されております。現在、先ほどの中身のような結果で全面通行止めを余儀

なくされているため、地域住民はもとより、この道路を利用されている方々に非常にご迷惑をおかけしているのが現状と思われま

す。台風被害が起きまして既に1カ月が過ぎようとしているところでございますが、現在、調査などを行っているようではあります

が、大きな動きが見えてこないのが現状であります。地元、地域住民の方々からの不満の声も出つつあります。

そこで、この別所浜橋の復旧内容について伺いたいと思います。当然、災害復旧でございますから、国、また県との査定協議が必要で

しょうが、復旧に対する中身はどのようなものなのか。また、復旧の時期をお伺いしたいと思います。続きまして、第3項目めの2011年度より実施予定であります県内公立高校の入試制度についてであります

が、これにつきましては、2004年度より実施している現行の入試制度の前期選抜・後期選抜を取りやめ、特色選抜・一般選抜という入試制度に切りかえる方針を県の教育委員会が打ち出したところであります。2011年度より実施予定であるとありますが、この内容といたしましては、現行、2月の前半に2教科学力検査の前期選抜を行っていたものを、2月の中下旬、5教科基礎学力検査の特色選抜として行います。そして、3月の前半に行われていた5教科学力検査の後期選抜と同じく、3月の前半に5教科学力検査の一般選抜というふう

に改めるわけでございます。こういった内容の改正を行う入試制度におきまして、現行制度と新制度、いわゆる前期選抜、特色選抜の違いをここで比較いたしましてのメリット、そしてデメリット、これはどういったものがあるのかお伺いしたいと思います。また、これを県の方からお受けなされる美馬市教育委員会といたしましては、このこと

に対しての今後の対応はどのようになされるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。以上、大きく分けて3点ほど質問をさせていただき

ますが、ご答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。ご答弁によりまして、再度質疑をさせていただきたいと思

#### ◎議長（河野正八議員）

教育長。

[教育長 青木博美君 登壇]

#### ◎教育長（青木博美君）

13番、川西議員のご質問にお答えをいたします。

2011年度より実施予定の県内公立高校入試制度について、現行制度と新制度の比較によるメリットとデメリットは、また市教育委員会としての対応はと

のご質問でございますが、平成16年度入試から導入しております現行の前期選抜・後期選抜による入試制度につきましては、生徒の主体的な進路選択を促進したこと、目的意識や意欲を持った生徒の入学による活力と魅力のある学校づくりが進められたことなどが一定の成果として示されております。



への影響、また多くの生徒が前期選抜と後期選抜で同じ高校を2回受験することによる生徒の心理的負担などが挙げられております。

これらの成果を継承し、課題を解決するために、確かな学力を重視する、また生徒の個性を生かすことをねらいとして、新しい選抜制度が平成23年度からの入試から取り入れられることになりました。

新しい選抜制度では、部活動等の活動面を重視する特色選抜が、2月のできる限り遅い時期に実施をされます。そのときには5教科の基礎学力検査も行われるとのことでございます。また、3年生が学年末までしっかりと学習に取り組み、より多くの生徒が受験する一般選抜が3月上旬に実施され、5教科の学力検査が行われるとのことでございます。

これら特色選抜、一般選抜のより具体的な内容につきましては、今年の秋に基本方針が示されることになっております。

また、もう1点、市教育委員会としての対応はとのご質問でございますが、現在の中学2年生から新しい選抜制度で受験をすることとなります。教育委員会といたしましては、県から示される今後のスケジュールや新しい選抜制度のねらいなどにつきましても周知徹底するよう努めてまいりたいと考えております。

また、新しい選抜制度を踏まえ、今後とも学力の定着に取り組むとともに、生徒一人ひとりの個性を伸長するため部活動や芸術活動などに取り組み、次代を担う自立した、たくましい生徒の育成が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

#### ◎議長（河野正八議員）

保険福祉部長。

[保険福祉部長 逢坂章人君 登壇]

#### ◎保険福祉部長（逢坂章人君）

13番、川西議員の新型インフルエンザにつきまして感染予防対策はどのようなものがあるかについてのご質問でございますが、現在、新型インフルエンザは世界的に、また国内におきましても、8月に入り、感染者が拡大し、流行している状況でございます。徳島県におきましても多くの方が感染いたしまして、県では新型インフルエンザの流行宣言を8月20日に行った状況でございます。

本市におきましては、今まで10人を超えるような集団感染の発生には至っておりませんが、全国的に若年層を中心として集団感染についての報告がなされておりますことから、今後、本格的な流行期を控えまして、学校等での感染の拡大などを懸念しておるところでございます。

新型インフルエンザの感染経路は、季節性インフルエンザと同様で、せき、くしゃみなどによりまして放出されたウイルスを吸い込むことによって感染する飛沫感染とウイルスが付着したものに触れた後に、目や鼻、あるいは口などに触れることなどによつての接触感染、こういった二つが主な感染経路であるというふうに言われております。

これらによる感染を予防する対策といたしまして、国・県のマニュアルでも既に示されておりますが、まず、個人や家庭での予防対策が感染予防の最も大事な基本であると言えます。その一つといたしまして、言われておりますのがせきエチケットの励行でございま

すが、せきやくしゃみの際はティッシュ等で口あるいは鼻を覆うこと、また、他の人から顔をそらすこと、あるいはマスクの着用を行うこと、こうしたことが必要でございます。マスクの着用はウイルスの飛沫、飛散を防ぐ効果が非常に高いとされておりまして、せきやくしゃみのある方は必ずマスクをつけてウイルスの拡散防止に努めていただくことが有効な対策でございます。

更に、手などを介しましての接触感染など、外部からの感染を予防するために、外出後の手洗いや消毒、またうがいなどを日常的に実践していただくことや、人込みはなるべく避けるように心がけていただくこと、また十分な栄養と休養をとっていただいて、体力や抵抗を高めるような努力をしていただくこと、ウイルスが感染しにくい状態を保つように心がけていただくことなどが必要であるというふうに考えております。

これらのことについて、本市におきましては「あいねっとみま」あるいは広報等によりまして市民の皆様へ周知を行っておるところでございます。また、市役所、各庁舎などにも手指消毒剤を設置いたしまして感染予防の啓発を行っておりますが、これから秋、冬にかけてまして本格的な流行時期を迎えることとなりますので、今後更に予防意識の高揚と啓発に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（河野正八議員）

建設部長。

[建設部長 中川近敏君 登壇]

◎建設部長（中川近敏君）

続きまして、13番、川西議員さんの台風9号に伴う別所浜橋の復旧内容についてご答弁申し上げます。

8月9日から8月10日までの台風9号の集中豪雨により県管理の一級河川井口谷川が増水し、市道脇町47号線、井口谷川にかかる別所浜橋、橋長83.1メートル、幅員3.5メートルの橋梁中央部より左岸側の橋脚2基が倒壊いたしました。

災害復旧につきましては原形復旧が基本となることから、復旧延長は24メートルで、上部工と橋脚2基、床固め工などをございまして、現在、国や県と復旧工法について査定前の事前協議が必要なため、協議中でございます。

今後、橋の復旧に向けては10月中旬に国の査定を受検し、認可されれば12月議会で予算計上をいたしたいと考えております。完成は5月末になろうかと思われま。

現在、全面通行止めの措置をしており、地域住民の方々には大変ご不便とご迷惑をおかけしております。早期復旧を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（河野正八議員）

教育次長。

[教育次長 西前清美君 登壇]

◎教育次長（西前清美君）

13番、川西仁議員の新型インフルエンザ対策で、学校等での集団感染への対策及び発生した場合の対応についてのご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ感染防止の措置、またそれに係るマニュアルにつきましては先ほど

の谷議員へのご答弁のとおりでございますが、それに加えて、9月1日よりインフルエンザウイルスのPCR検査、遺伝子検査でございますが、原則実施しないことになったため、新型と季節性の区別がつかなくなったことや、保健所への報告義務が必要な、いわゆる集団感染というものが、学校においては7日以内に2名、それ以上の欠席があった場合から、学級または部活動単位の同一集団で7日以内に2名以上の教職員を含む欠席があった場合に変更となるなど、その取り扱いが刻々と変化いたしております。このため、教育委員会といたしましては、最新の情報を取得することが非常に重要となっております。

また、集団発生により休業した場合においても、授業の再開後、再び集団感染が発生した場合の取り扱いなど、次々と検討事項が生じております。

インフルエンザはだれでも感染すること、従って、感染予防対策は一定期間に多数の感染者を出さないために有効であることを念頭に、保護者の皆様には日ごろからの子供たちの健康観察や休業した場合における外出自粛について重ねてお願いし、また教育委員会といたしましては、臨時休業中における児童生徒の生活や、学習等に関する学校の事前対応といたしまして、1点目として、生活指導面については、家庭での規則正しい生活が送れるように指導すること、2点目として、学習指導面については、家庭学習の手引きを準備するなど、継続的・計画的な学習ができるようにしておくこと、3点目として、学校と家庭及び関係機関とが緊密に連絡がとれるような体制を確立することなどの指導を行い、事に当たっての迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

#### ◎議長（河野正八議員）

13番、川西仁君。

[13番 川西 仁議員 登壇]

#### ◎13番（川西 仁議員）

再問をさせていただきます。

新型インフルエンザの分に関しまして、マニュアル等は存在しておるというのがご答弁だったように思うんですが、そのマニュアルが、インフルエンザ自体の対応というのが日増しにころころ変わっていったって、その独自の対応というのが、なかなかそれに合わせられるものがないのでなかろうかと思うんです。この中身が多分、国・県からの指示のもと、市は中身を切りかえてそれに対応していかれておるのが現状だろうと思うんですが、こういった中身を国・県じゃなくて、市独自にマニュアルをつくっていただきたいと思うんです。そうしますことによって、美馬市独自の予防対策、予防意識、啓発活動、こういったものにつながると思いますので、いま一度、こういったものに、せんだって取り組んでいただきたいと思います。

それと、次の、第2点目の台風9号による別所橋の復旧に関してであります。現在、国・県とご協議をさせていただいておるという内容の中身でございますが、今回やられているのは橋脚の2基、このトラスパンだけをやられるということになると思うんです。これが本来の災害復旧の形と思われるんですが、この橋自体、約48年前ぐらいに建設された。私の感覚では伺っておるんですが、この橋自体を考えていただければ、その災害復旧だけで、トラスパンだけをやるんじゃないかと、両方合わせた、この橋自体のやりかえ、災

害復旧と改良というのを合わせた形でできないものかと質問させていただきたいと思ます。

それと、次の、3点目の2011年度より実施予定の県内公立高校入試制度におきましてでございますが、これは当然県の教育委員会が打ち出した方針であります。市といたしましては、これに合わせたものをやらなければならないのが当然だろうとは思います。しかし、この中身というのが、まだまだ課題があると思うんです。前期選抜・後期選抜というのが約5年前にスタートいたしまして今に至っておるわけなんです、この5年前にスタートしたやつを、はや特色選抜・一般選抜というものに県の方はやりかえようとしよんですよね。こういった中身を市が当然受けて、それを粛々と執行していくのが市の教育委員会の役目といえば役目なんだろうが、私が思いますところは、県に対して市の方から強いご提言ができないものかと。悪いものは悪い、ええものはええ、このように5年ぐらいでやりかえるというのは、何かおかしいんですよね。

例えば、私も子供がおるんですが、上の子は先の制度でやって、下の子は次の制度でやる。ほな、3人おったら、3人目はどんな制度でやるんやと、こういうのが正直な親の立場としての発想なんですよね。この入試制度一つをとりましても、何かおかしいものがございまして、せっかくすばらしい教育長がおいでますので、県の方にもっと強くご提言できないかと、こういったところを3点ほど質問させていただきたいと思ます。

◎議長（河野正八議員）

教育長。

[教育長 青木博美君 登壇]

◎教育長（青木博美君）

13番、川西議員の再問にお答えをいたします。

県内公立高校入試制度について、市教育委員会としての対応についての再問でございますが、川西議員のおっしゃるように、公立高校入試制度の改正が5年しか経過していないにもかかわらず、平成23年度から変更しようとしていることにつきましては、入試を受ける生徒にとりましても、保護者にとりましても大変困惑をされることと思ます。

しかし、先ほども申し上げましたとおり、現行入試制度には幾つかの課題があり、それを解決するために新制度を行うものがございますから、県教育委員会の前向きな姿勢と評価をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議長（河野正八議員）

建設部長。

[建設部長 中川近敏君 登壇]

◎建設部長（中川近敏君）

13番、川西議員さんの再問の別所浜橋を改良復旧としての考えはないかのご質問でございますが、別所浜橋は昭和36年にかけてられ、建設後50年近く経過しており、全体的に老朽化も進んでいる橋でございます。

ご質問の改良型の復旧はできないかとのことでございますが、全体橋長83.1メートルのうち、被害を受けていない部分が59.1メートルありますが、一連の効果を発揮す

ることや、再度の災害を防止する観点から、災害復旧の制度にございます災害関連事業に照らし合わせ、県と協議しながら検討してまいりました。

しかし、被災時の水位も低く、被害額も概算工事費で約3,500万であることや、国と吉野川堤防計画の巻きつけに係る協議、県との河川、砂防に係る協議などが必要であり、また、災害を受けていない部分に係る市負担の経費など総合的に考慮いたしまして、現段階では、合併施行となる災害関連事業は非常に難しいと判断しております。

今後の修繕や改修計画につきましては、本年度から実施する橋梁長寿命化による点検を行い、その点検結果を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

◎議長（河野正八議員）

再々ございませんか。

川西仁君。

[13番 川西 仁議員 登壇]

◎13番（川西 仁議員）

新型インフルと入試制度につきましてはこれで結構なんですが、1点だけ、別所浜橋についてお伺いしたい。

先ほどのご答弁でございましたら、橋梁長寿命化修繕計画ですか、こういったものに取り上げてできる限り早い時期にやっていただけるといふか、この計画の中身で検討したいというご答弁でございましたが、市内各地、いろいろ橋梁に対して、先ほども質疑であったように、点々と数々あるわけなんです。早急にこういったものを手がけていただければ、金額が橋梁というのは大体かかっていくと思うんです。例えば、これを一般質問したけん、これからというんじゃなくて、手がけられるものは先に予算を組んでいただいてやっていただけたらと思います。そういったところで質問はおきたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

◎議長（河野正八議員）

川西議員、答弁よろしいか。

以上で、通告による一般質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

正午をやや経過しておりますので、議案の審査は午後1時からといたしたいと思っております。

これをもちまして、暫時休憩いたします。午後1時に再開をいたします。

小休 午後0時06分

---

再開 午後0時59分

◎議長（河野正八議員）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3、議案第76号から議案第89号までの14件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありましたので、発言を許可します。

議席番号13番、川西仁君。

[13番 川西 仁議員 登壇]

◎13番(川西 仁議員)

それでは、議長より議案の質疑の許可を得ましたので、議案の質疑に入りたいと思います。

予算書のページで39ページ、一般会計補正予算第4号のうち、45款の1項2目、小学校校庭芝生化委託事業、これが3,988万円、こういった議案が出されているわけですが、この議案、3,988万と金額も張っております。そして、この校庭に芝生を植える事業に3,988万円というのも何かと、この中身が一体どのようなものでやられておるのか、そしてまた、完成なされた後、この維持管理等々、こういった中身でやられていかれるのかお伺いしたいと思います。

◎議長(河野正八議員)

教育次長。

[教育次長 西前清美君 登壇]

◎教育次長(西前清美君)

13番、川西仁議員の小学校校庭芝生化委託事業はどのようなものか、また完成後の管理等はどのようにするかとのご質疑にお答えいたします。

一般会計補正予算45款1項2目に計上いたしております事業で、実施箇所は重清西小学校の校庭、対象面積は4,237平米でございます。

本事業は社団法人美馬青年会議所からのご提案をお受けしたものでございまして、事業内容といたしましてはスポーツ振興くじ、通称サッカーくじ(toto)の助成金を利用し、美馬青年会議所の方々が中心となり、学校やPTA、地域住民の皆様が一体となって校庭の天然芝生化事業を実施するものでございます。

当初、美馬青年会議所独自での事業実施を計画いたしておりましたが、スポーツ振興くじ助成金交付要綱により、助成対象者は地方公共団体、またはスポーツ振興団体に限られることが判明いたしました。このため、美馬市が交付申請者となり、日本青年会議所建設部会徳島ブロック建設クラブが間接助成事業者となる委託形式をとることとなり、今補正予算に計上させていただいた次第でございます。

事業完成後はすばらしい天然芝生の校庭ができあがる予定であり、児童生徒の健康や体力の増強、情緒教育の向上や地域とのコミュニケーションを通じたみどりのまちづくりに貢献ができるものと期待しているところでございます。

また、完成後の維持管理につきましては、学校とPTA、地域住民並びに委託先が一体となって行うことになっており、その際の費用負担についても事業委託先からの補助金で賄うこととなっております。

◎議長(河野正八議員)

川西仁君。

[13番 川西 仁議員 登壇]

◎13番(川西 仁議員)

それでは、もう一度質問をさせていただきたいと思います。

事業主体の中身等々、わかってきたというか、見えてきたといえますか、1点、校庭といえますのはグラウンドなんですか、どのようなところなんですか。あの重清西小学校自体、私もあまり行ったことがないんでちょっとわかりにくいんですが、この学校自体、そんなに大きな学校でないと思うんで、この4,700平米当たりのが、どの辺りで芝生を植えてやられるのか。

それと、管理等ですけど、ふと私なりに思うのは、芝生を管理するということ自体がなかなか難しいものがあると思うんです。

例えば、ゴルフ場とかそういったところの芝生だったら、本当に毎日のように専門業者等々を入れてやられていくと思うんですが、先ほどのご答弁でしたら、地元とPTAと、それと委託先がやられるんじゃないかと。ほんだから、この三者でやるところが、何か偏ってしまへんかと。言いますに、どこがはっきりして管理、例えば水もやっていかないかん、何をしないかん、芝が伸びればそれを刈っていかないかん、いろんなものが発生してくると思うんです。そこら辺がはっきり、三者がどんだけの歩合でどういうところを管理していくんか。

それと、もう1点、費用ですわね。費用が委託先から出てくるというのは、今回、3,988万、t o t oの方、振興協会の方からお金が出てきたと。ほな、委託費用自体も結局そういう感じで今後のあれが流れてきて委託先の方に費用が出るという解釈でよろしいんか、この3点ほどを教えていただきたいと思います。

◎議長（河野正八議員）

教育次長。

[教育次長 西前清美君 登壇]

◎教育次長（西前清美君）

13番、川西仁議員の再質疑にお答えいたしたいと思います。

1点目は、重清西の校庭がグラウンドかどうかということでありまして、それは土のグラウンドでございまして、ほぼ正方形の形で、面積がトータル4,237平米ございまして、その中の陸上競技に使うというんですか、よくわからないんですが、コースというんですか、私、申しわけないんですが、そこら辺はよくわからないんですが、コースについては土のグラウンドでそのまま残す、それ以外については芝生化するという事業でございまして。

それから、2点目の芝生の管理についてでございますが、重清西小学校の校庭芝生化が完成した後の維持管理につきまして、水やり、芝刈り、雑草とり、それから肥料や土の散布等の作業がございまして、今のところ、水やりはスプリンクラーで自動となっております、芝刈りは学校やPTA、地域の方で行うと。そして、雑草とりにつきましては全員で行う。そして肥料や土の散布は青年会議所というふうに大まかに役割を決めておりますが、どれについてもすべて青年会議所が中心になってやっていくということでございます。

事業が今年度中に完成いたしますので、それまでには維持管理の役割分担も細かく決ましまして、管理がおろそかにならないような十分な体制で臨みたいと考えております。

また、3点目の費用の面でございますが、管理を青年会議所の負担で行うということにつきましては、この事業は青年会議所が責任を持って行いたいとのことから、維持管理費につきましても、青年会議所からの補助金、内部の補助金でございます。青年会議所の中からの補助金を活用して管理を行っていくというものでございます。

以上でございます。

◎議長（河野正八議員）

川西仁君。

[13番 川西 仁議員 登壇]

◎13番（川西 仁議員）

もう1点お伺いしたいんですが、この事業主体がもともと青年会議所でやられておるのが、市の方に移ってきて、そして、それを市の方が今度、逆発注のように青年会議所にお頼み申すというのが内容だろうとは思いますが、いささか腑に落ちんというか、学校自体は市の管理のものですわね。そして、そこへ校庭に芝生を植える事業。お金をいただいて、いわばトンネル的な扱いみたいな感じでやられているのはわかるんですが、例えば、青年会議所自体が受けたんだけど、もうようやらんと言われたときに、市自体が独自にやっついていかないかん。そうなった場合に、この学校自体、非常に困ると思うんですよね。この辺り、もうちょっと市自体、教育委員会自体も踏み込んでいただかなんたら、今のご答弁でも、陸上競技場の一部は残すと思うんじゃないという辺りでは、我々としては困ると思うんです。ほなけん、そこら辺はきちっと市としても把握して、こういったものをきちっと、こんだけのスペースの中にこうやってやるんじゃないかと。水やりだったら水やり、先ほどもご説明あったんですが、管理運営はきちっとしたところを出していただかなんたら、あと、何かもしかしてのときには大変困ると思うんで、その辺りはもうちょっと煮詰めていただきたいと思うんです。

これ、後に文教の委員会で取り上げてやっていただけると思うんで、私はこの質疑はこの辺りでおきたいんですが、その辺り、委員会でのご討議をお願いいたしまして、質疑は終わらせていただきたいと思います。

◎議長（河野正八議員）

質疑に対する答弁はよろしいか。

◎13番（川西 仁議員）

はい。

◎議長（河野正八議員）

それでは、以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第76号から議案第86号までの11件につきましては、会期規則第37条第1項の規定により、お手元にご配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（河野正八議員）



異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第86号までの11件については、付託表のとおり付託することに決しました。

なお、議案第87号から議案第89号までの決算案件3件につきましては、決算特別委員会に付託し、審査することが決定いたしております。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。明日予定をしておりました一般質問は、本日、終了いたしましたので、明日は休会といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**◎議長（河野正八議員）**

異議なしと認めます。よって、明日は休会日とすることに決しました。

なお、16日からは各常任委員会及び決算特別委員会におかれましては、付託案件等につきましてご審議をいただくわけでありますが、よろしく願いをいたします。

次回は、9月30日午前10時から再開、委員長報告に続き、質疑・討論・採決であります。

本日は、これをもって散会といたします。

散会 午後1時14分